

【関西広域連合】全国通訳案内士登録申請書類一覧(非居住者用)

※新規の登録申請及び代理人の変更は、代理人が同行の上、本人が申請。

2018年1月

		新規登録	変更届出	再交付	廃止等	備考
申請者本人	① 申請書又は届出書	○	○	○	○	・様式はホームページからダウンロードできます。 ※複数言語申請の場合は、言語ごとに作成
	② 健康診断書	○				・参考様式はホームページからダウンロードできます。 ・医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けた者による診断書で、3ヶ月以内に発行されたものであること。 ・精神機能の障害の有無等の記載があるものであること。
	③ 合格証書 (原本の提示と写しの提出)	○		△		・原本は、窓口にて写しと照合後に返却。 ・登録証・旧免許証との引換えによる再交付の場合は不要。 ・合格後に氏名変更がある場合は、戸籍抄本(3ヶ月以内発行)を添付。
	④ 履歴書	○				・市販のもので可。 ・写真の貼付は不要。
	⑤ 写真2枚 (同一のもの)	○	○	○		・最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの。 ・サイズは、縦3cm、横2.5cm。 ・同一の写真を2枚。 ・裏面に氏名を記載。 注: 複数言語申請の場合は、言語ごとに2枚必要
	⑥ パスポート (原本の提示と写しの提出)	○				・原本は、窓口にて写しと照合後に返却。
	⑦ 欠格要件に該当しない旨の宣誓書	○				・様式はホームページからダウンロードできます。
	⑧ 登録証(旧免許証を含む)		○	○	○	・登録証を亡失(紛失)した場合は、理由書を添付すること。 ・理由書の参考様式はホームページからダウンロードできます。 ※亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく発見した登録証を返納することとし、発行日の新しい登録証を使用すること。
	⑨ 変更した事実を証する書類		○			・パスポート原本等、変更内容を確認できるもの。
	⑩ 手数料領収証書の写し 【注1】	○ (5000円)	○ (4000円)	○ (4000円)		・手数料を指定金融機関にて納付した領収証書の写し。 ・納付書の様式は、ホームページからダウンロードできます。 ※納付書には、ご住所及びお名前を記載して、ご使用ください。
	⑪ 通訳案内士登録情報一元管理システム稼働に向けた意向調査票	○				
代理人	⑫ 代理権限授權書	○				・ホームページからダウンロードできます。 ※登録者本人と代理人が業務上密接な関係であることを証する書面を添付。 (全国通訳案内士の登録を条件に手配契約を締結した契約書の写し等)
	⑬ 代理人欠格要件に該当しない旨の宣誓書	○				・法人の場合は、役員全員。(ホームページからダウンロードできます。)
	⑭ 定款または寄付行為	○				・法人の場合。
	⑮ 登記事項証明書	○				・法人の場合。(3ヶ月以内発行) ・変更届出の場合は、履歴事項全部証明書。
	⑯ 住民票抄本(原本)	○				・個人の場合。 ・3ヶ月以内に発行されたもの。 ただし、住民基本台帳ネットワークシステム【注2】により本人情報の確認を受ける場合は添付不要。 ・運転免許証(両面)、写真付き住民基本台帳カード(両面)または個人番号カード(おもて面のみ)でも可(原本の提示と写しの提出)。
	⑰ 【代理人の登録簿記載事項(氏名・住所)変更の場合】 変更内容を証する書面		○			以下のとおり、変更する各々の事項について変更前後の記載があるものの添付が必要。 【法人の場合】 ・住所及び名称変更: 上記⑫⑭⑮を添付 ・代表者変更: 上記⑬⑮を添付 【個人の場合】 ・住所変更: 上記⑯を添付 ・氏名変更: 上記⑯及び戸籍抄本(原本、3ヶ月以内発行)を添付 【代理人を変更する場合】 ※新代理人が行く上本人が申請 ・新代理人が法人: 上記⑫⑬⑭⑮を添付 ・新代理人が個人: 上記⑫⑬⑯を添付 ・変更が複数回にわたる場合は、現在までの変更の経緯が確認できる書面が必要。 ※上記の他、確認のため別途書面を提出していただく場合があります。

【注1】申請又は届出は、手数料納付後に受理しますので、事前に納付ください。

【注2】住民基本台帳ネットワークシステムでの本人確認について

・居住される府県窓口での申請又は届出をされる場合に限りです。

・住所変更の場合、転居から5年経過すると転居前の住所が確認できませんので、変更内容が確認できる書面が必要です。